

# 「溶接ヒュームに係る特化則等の改正」

CSP労働安全コンサルタント 二階堂 久

## ● 法改正が次々に施行

土木工事に関する法改正が次々に施行になります。一部はすでに施行されていますが、主なものには次の3つがあります。

### ● 溶接ヒュームに係る特化則等の改正

従来から、溶接ヒュームを吸い込むと「じん肺」のおそれは知られていました。今回「神経障害」や「肺がん」などの健康障害を発症することが明らかになり、特定化学物質障害予防規則等が改正になりました。

### ● ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインが改正

内容が見直されて新設されたものは、「切羽に近接する場所の粉じん濃度等の測定」や「測定結果に応じた呼吸用保護具の選択及び使用」などです。

### ● 建築物解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する石綿対策の規制が強化

令和2年10月から、石綿が含まれている成形板等の除去工事は、切断、破碎等によらない方法で行うことが原則義務となっています。

## ● 特定化学物質に「溶接ヒューム」が追加



今号は、特定化学物質の第2類物質に「溶接ヒューム」が追加されたことを取り上げます。

フルハーネス改正時に通達「墜落制止器具に係る

質疑応答集」(基安安発0827第1号、令和元年8月27日)ができました。今回も同様の通達「特定化学物質障害予防規則における第2類物質「溶接ヒューム」に係る関係省令等の解釈等について」(基安化発0115第1号、令和3年1月15日)の中から「改正特定化学物質障害予防規則に関するQ&A」の一部を紹介します。

### 【質問】(改正安衛令第6条第18号関係)

溶接ヒュームが特定化学物質になることにより、新たに特化作業主任者の選任が必要となるが、常時溶接作業を行わないような場合でも特化作業主任者の選任が必要となるのか。

### 【回答】

特定化学物質作業主任者の選任は対象の作業頻度の程度による例外は設けておらず、アーク溶接作業に労働者を従事させる場合は同作業主任者の選任が必要となります。

### 〔補足〕

作業主任者の選任は、通達「労働安全衛生法関係の疑義解釈について」(基発第145号、昭48年3月19日)により、労働者を直接指揮する必要がある作業主任者は各直ごとに選任させなければならない、とされています(図表1)。

交代番がある場合の作業主任者の選任	
各直の選任は必要なし	各直の選任が必要
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボイラー取扱作業主任者</li> <li>・ 第一種圧力容器取扱作業主任者(化学設備(労働安全衛生法施行令第15条第1項第5号)に掲げる化学設備をいう。)に係る第一種圧力容器の取扱いの作業について選任された第一種圧力容器取扱作業主任者を除く。</li> <li>・ 乾燥設備作業主任者</li> </ul>	左記以外の作業主任者

(図表1)

【質問】 溶接ヒュームの濃度の測定（総論）

溶接ヒュームの作業環境測定については、どこで規定されていたのか。

【回答】

金属アーク溶接等作業については、粉じん則による特定粉じん作業に該当しないため、従来より作業環境測定の義務は課されていません。改正特化則により、作業環境測定ではなく、個人サンプリング法による溶接ヒュームの濃度の測定が義務付けられることとなります。

〔補足〕

改正省令附則第2条により、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に金属アーク溶接等作業を継続的に行う屋内作業場については、告示に基づき、金属アーク溶接等作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う測定により、当該金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場について、空気中の溶接ヒュームの濃度を測定しなければならないこととされています。

【質問】

フィットテストによる確認は、誰がやってもよいのか。

【回答】

労働安全衛生法令上、フィットテスト実施者の制限はありませんが、フィットファクタの精度等を確保するため、十分な知識及び経験を有する者が望ましく、例えば、保護具着用管理責任者が考えられます。

〔補足〕

保護具着用管理責任者は、通達「防じんマスクの選択、使用等について」（基発第0207006号、平成17年2月7日）の留意事項にあります。

事業者は、防じんマスクの選択、使用等に当たって、衛生管理者、作業主任者等の労働衛生に関する知識及び経験を有する者のうちから、各作業場ごとに防じんマスクを管理する保護具着用管理責任者を指名し、防じんマスクの適正な選択、着用及び取扱方法について必要な指導を行わせるとともに、防じんマスクの適正な保守管理に当たらせること、とあります。

また、第9次粉じん障害防止総合対策では保護具着用責任者の職務のうち、重点的に実施しなければならない事項が以下のように示されています。

- (1) 呼吸用保護具の選択、使用、顔面への密着性の確認等に関する指導
- (2) 呼吸用保護具の保守管理及び廃棄
- (3) 呼吸用保護具のフィルタの交換の基準を定め、フィルタの交換を記録する台帳を整備すること等フィルタ交換の管理

その他のQ&Aについては、通達で確認してください。

なお、東京労働局では、「WEBによる改正特定化学物質障害予防規則（溶接ヒューム）セミナー」を約29分で開催しています。わかりやすい説明となっていますので、ぜひ視聴してみてください。

規制の内容	2020(令和2)年				2021(令和3)年				2022(令和4)年			
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月
溶接ヒュームの濃度測定 ・呼吸用保護具の使用等	<p>現に、継続して金属アーク溶接等作業を行っている屋内作業場は、令和4年3月31日までに溶接ヒュームの濃度の測定を行う必要があります。</p> <p>・現時点でも、粉じん則の規定により、金属アーク溶接等作業に従事する労働者に、有効な呼吸用保護具を使用させなければなりません。 ・令和4年4月1日以降は、特化則に基づき、溶接ヒュームの濃度測定結果に基づいて呼吸用保護具を選択し、使用しなければなりません。</p>								<p>溶接ヒュームの濃度測定(4/1~)</p> <p>換気風量の増加 その他必要な措置(4/1~)</p> <p>再度の溶接ヒュームの濃度測定(4/1~)</p> <p>呼吸用保護具の選択・使用(4/1~)</p> <p>フィットテストの実施(4/1~)</p>			
特定化学物質 作業主任者の選任									選任義務(4/1~)			
全体換気の実施 特殊健康診断の実施 その他必要な措置									実施義務(4/1~)			

(図表2)

〔出典〕  
図表2  
「金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う皆さまへ」(厚生労働省)  
本文中のイラスト「かわいいうフリー素材集いらすとや」

CSP労働安全コンサルタント(Certified Safety Professional Consultant)とは、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会より継続的に研鑽を積んでいると認定され称号使用を許可された者